

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 愛媛県ボランティア・市民活動センター設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条第8号の規定に基づき、市町域のボランティア・市民活動等の推進を図るために設置する愛媛県ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア・市民活動団体等 ボランティア団体や特定非営利活動法人、地縁団体等、地域課題解決のため、自発的、主体的に社会的活動を行う民間非営利団体をいう。
- (2) ボランティア・市民活動推進組織等 社協ボランティアセンターやNPOサポートセンター等、ボランティア・市民活動団体と支援を求める人や団体等の間に立って調整等を行う組織をいう。

(設置・運営)

第3条 センターは本会が設置し運営する。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 2 ボランティア・市民活動等の振興に関する事業
 - (1) ボランティア・市民活動等への参加促進
 - (2) ボランティア・市民活動等推進財源の造成及び確保
 - (3) ボランティア・市民活動等に関する情報提供及び調査研究
- 3 ボランティア・市民活動団体等の基盤強化に関する事業
 - (1) ボランティア・市民活動団体等の振興に関する相談及び助言
 - (2) ボランティア・市民活動団体等地域の担い手の育成
 - (3) ボランティア・市民活動団体間のネットワーク形成と協働活動の推進
- 4 ボランティア・市民活動推進組織等の基盤強化に関する事業
 - (1) ボランティア・市民活動推進組織等の振興に関する相談及び助言
 - (2) ボランティア・市民活動推進組織等の育成
 - (3) ボランティア・市民活動推進組織間のネットワーク形成と協働活動の推進
- 5 その他目的達成のために必要な事業を行う。

(運営委員会)

第5条 センターの効率的かつ効果的な運営を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会の意見を聞き、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行する。